

今ノ浦川総合内水対策計画

平成 24 年 3 月（改定）

今ノ浦川流域総合内水対策協議会

はじめに

二級河川太田川水系仿僧川の支川である今ノ浦川では、流域内の開発に伴う急速な宅地化の進行により流域における雨水の貯留能力が低下し、洪水被害の危険度が高まる傾向にある。また中流部では堤内地盤高が堤防高に比べ1.5m～2.4m低くなっており、河川の流下能力不足と併せて、流域の地形に起因した内水被害が頻発している。近年では、平成10年9月及び平成16年11月の洪水で浸水被害が発生し、特に支川の磐田久保川流域の二之宮地区において多数の床上浸水が発生しており、早急な対策が求められている。

そこで、水害を発生させている要因を把握し、河川改修や調整池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を静岡県、磐田市及び地域住民が一体となって実施することにより、内水被害の効果的かつ効率的な軽減を図るため、「今ノ浦川総合内水対策計画」を策定する。

なお、本計画の策定後も、引続き開催する今ノ浦川流域総合内水対策協議会にて、本計画に基づく対策の進捗状況の管理、効果の検証、並びに計画の見直しを随時行うものとする。

目 次

1. 今ノ浦川の河川と流域の概要	1
2. 既定計画	5
2.1 太田川水系河川整備計画	5
2.2 仿僧川流域総合的治水計画	6
3. 今ノ浦川内水対策計画	7
3.1 総合内水対策計画全体に関する事項	7
3.2 河川管理者による河川整備に関する事項	8
3.3 河川管理者以外の者による施設整備に関する事項	9
3.4 総合内水対策緊急事業の実施後の内水浸水区域とその水深に関する事項	12
3.5 内水浸水想定区域の周知に関する事項	15
3.6 土地利用規制等に関する事項	15
3.7 地方公共団体によるハザードマップ作成及び地域との連携等による被害軽減方法に関する事項	17
3.8 その他浸水被害の軽減を図るために必要な措置に関する事項	18
巻末資料	19

1. 今ノ浦川の河川と流域の概要

(1) 流域の概要

今ノ浦川は太田川水系に属し、その源を静岡県磐田市の磐田原台地に発し、磐田市を縦断しつつ、途中、加茂川、安久路川、磐田久保川、古川を合わせ、平野部を流下し、磐田市福田地内で仿僧川に合流する流域面積 40.09km²、流路延長 7.2km の二級河川である。(図-1 参照)

今ノ浦川流域の気候は、年間を通じて温暖で穏やかである。年間の平均気温は 15～16℃、年間の降水量は 1,700mm 前後である。台風や低気圧、前線の通過の際には短い時間で多量の雨が降り、時間 50mm 以上の集中豪雨が数年毎に発生している。

流域の中上流部では東名高速道路、国道 1 号線、東海道本線、東海道新幹線などが東西に横切り、これらの主要幹線に沿って市街地が形成されている。今ノ浦川流域を含む仿僧川流域の市街化率は、昭和 30 年代は 8.5%、昭和 60 年で 30.0%、平成 17 年で 38.8% と太田川流域の中でも市街化の進展が著しい地域の一つである。

JR 東海道本線より下流域では河床の勾配が 1/20,000 と極めて緩い。(図-3 参照) 標高 1～3m の低平地が広がり、上流域は磐田原台地で標高は 10～70m である。今ノ浦川下流部の堤防高は標高 4～5m (図-2 参照) で、ほぼ全域で内水区域になっており、排水は下水道事業及び湛水防除事業により整備したポンプに頼っている。

今ノ浦川は、昭和 40 年に中小河川改修事業により改修に着手し、平成 13 年 12 月には「太田川水系河川整備計画」を策定し、以後、この計画に基き改修が進められているが、平成 10 年 9 月や平成 16 年 11 月の洪水などたび重なる浸水被害が発生している。

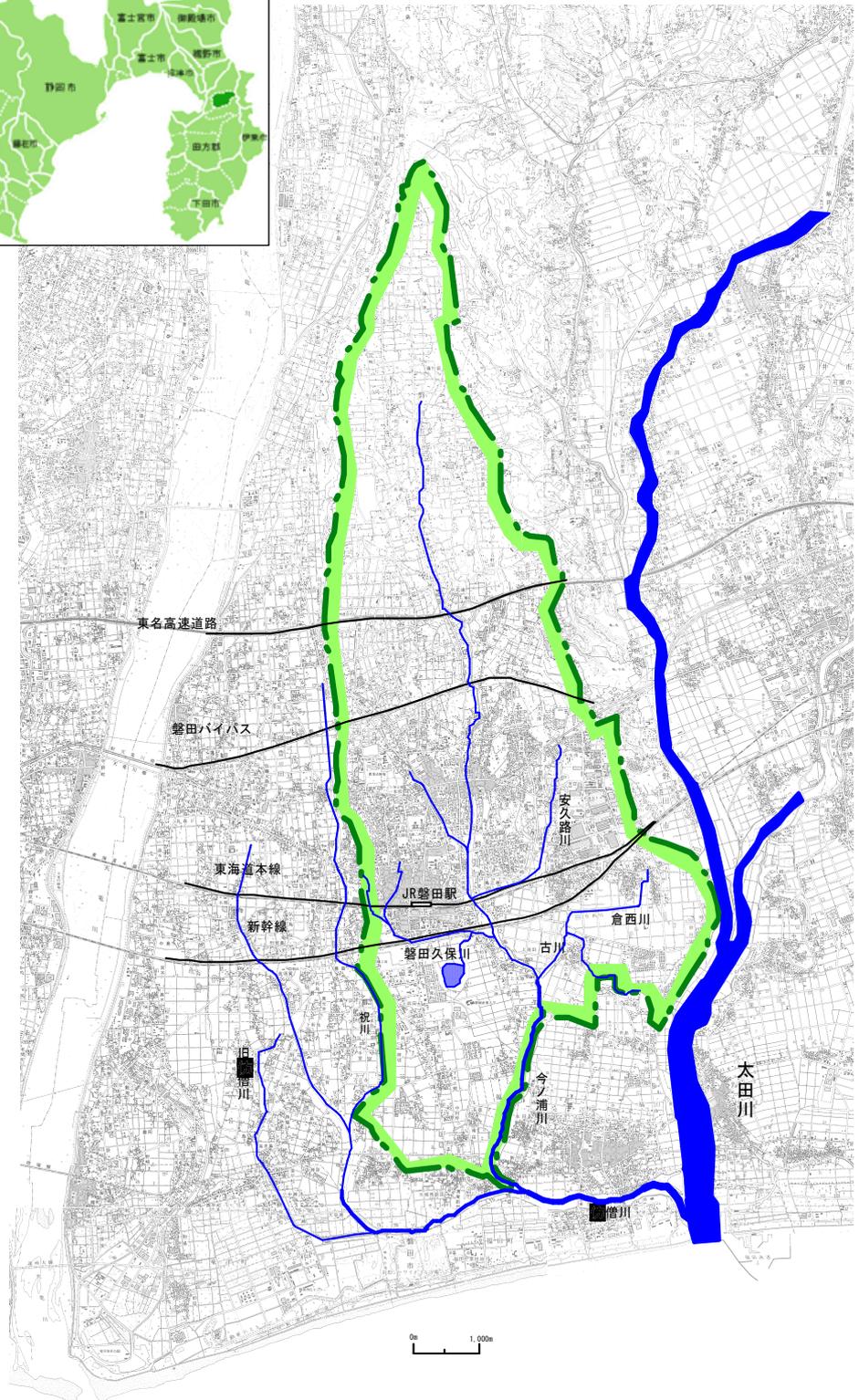


図-1：今ノ浦川流域図

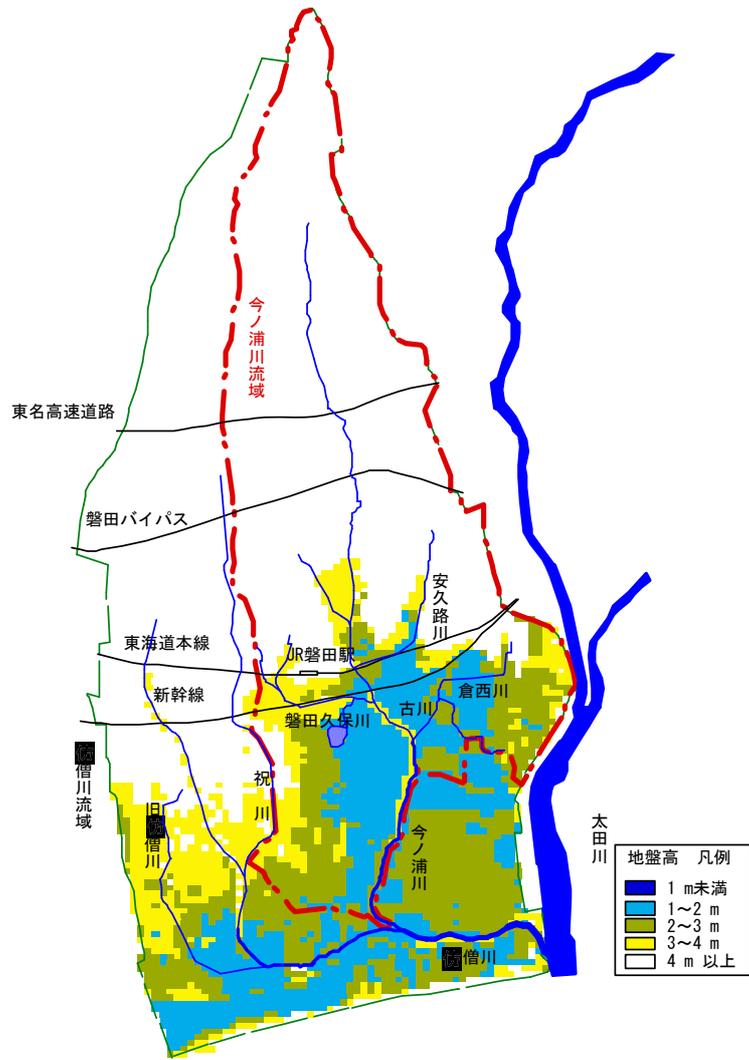


図-2：今ノ浦川、仿僧川の地盤図

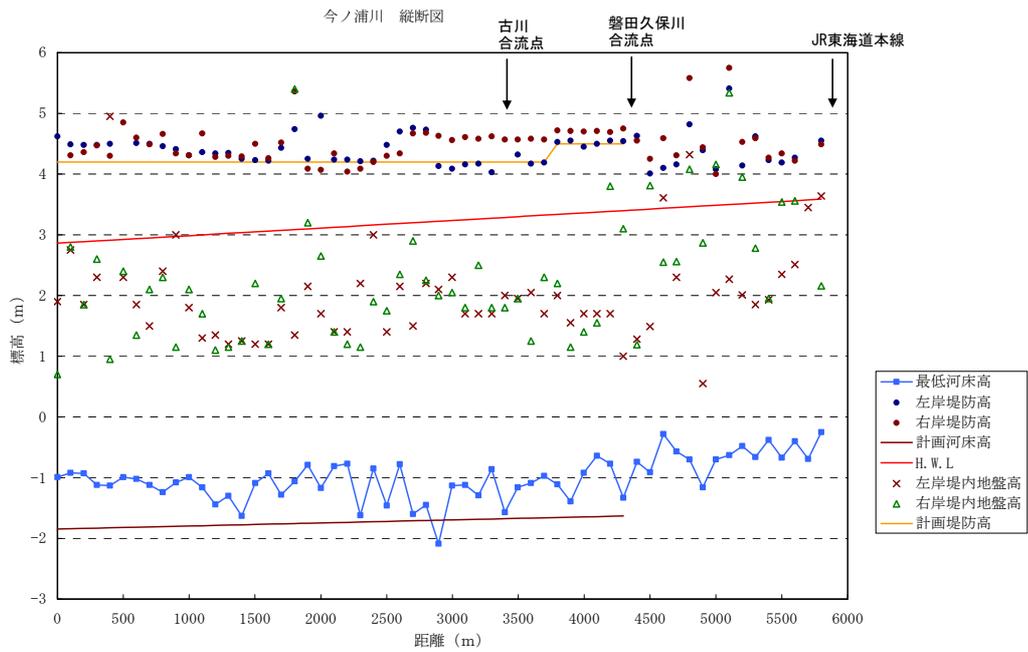


図-3：今ノ浦川縦断面図

(2) 過去の水害と治水対策

過去 10 年間では、合計 4 回の浸水被害が発生しており、特に今ノ浦川水位が観測史上最高水位に達した平成 16 年 11 月の集中豪雨では、磐田市内の 2,300 世帯に避難勧告が出され、流域内では床上浸水 61 戸、床下浸水 163 戸などの大規模な浸水被害が発生した。(浸水状況写真参照) このように繰り返されている浸水被害を解消するため、これまで次に示す治水対策を行ってきた。

- ・昭和 40 年 中小河川改修事業に着手
- ・平成 10 年 9 月 22 日の豪雨により浸水被害発生
- ・平成 13 年 「太田川水系河川整備計画」策定
- ・平成 14 年 「太田川水系河川整備計画」に則して改修着手
- ・平成 14 年 3 月に「仿僧川流域総合的治水対策推進協議会」発足
- ・平成 16 年 11 月 11～12 日の豪雨により浸水被害発生
- ・平成 19 年 下流から 1.45k (新於福橋) まで改修完了

(主な浸水被害の状況)

- ・平成 10 年 9 月 22 日 床上 49 戸 床下 159 戸
- ・平成 16 年 11 月 11～12 日 床上 61 戸 床下 163 戸



浸水状況写真 (平成 16 年 11 月 11～12 日洪水)

2. 既定計画

今ノ浦川流域には既定計画として太田川水系河川整備計画、仿僧川流域総合的治水計画があり、これらと整合を取りながら今ノ浦川総合内水対策計画を策定する。

2.1 太田川水系河川整備計画

今ノ浦川を含む太田川水系では、平成13年12月に「太田川水系河川整備計画」が策定されている。今ノ浦川では、この計画に基づき改修が実施されている。

(1) 今ノ浦川

今ノ浦川の仿僧川合流点(0.0k)から古川合流点(3.4k)においては $170\text{m}^3/\text{s}$ 、古川合流点(3.4k)から磐田久保川合流点(4.3k)については $130\text{m}^3/\text{s}$ の流量(平成10年9月洪水と同規模)を洪水による被害を生じさせないで流し、また内水氾濫による被害を軽減することを目的とし、引堤と低水路掘削により洪水時の水位低下を図る計画である。

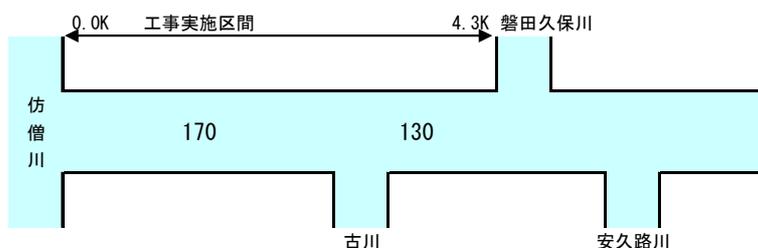


図-4：河道流量配分図(今ノ浦川) W=1/20

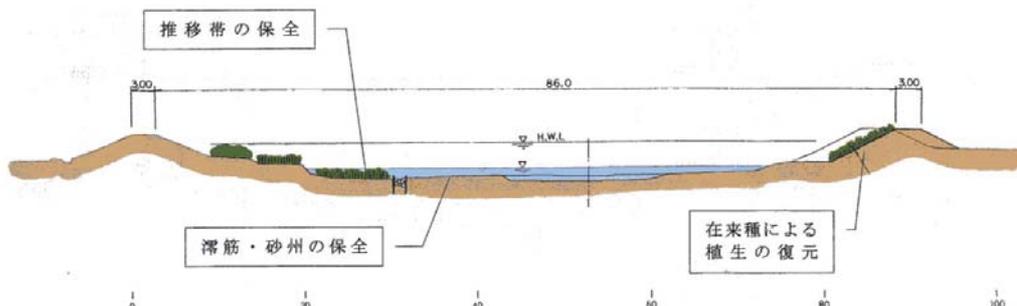


図-5：計画横断イメージ図(仿僧川合流点から3.0km付近)

(2) 仿僧川

今ノ浦川の合流先河川は、二級河川仿僧川である。仿僧川は、平成17年度に今ノ浦川合流点までの河道掘削が完了している。

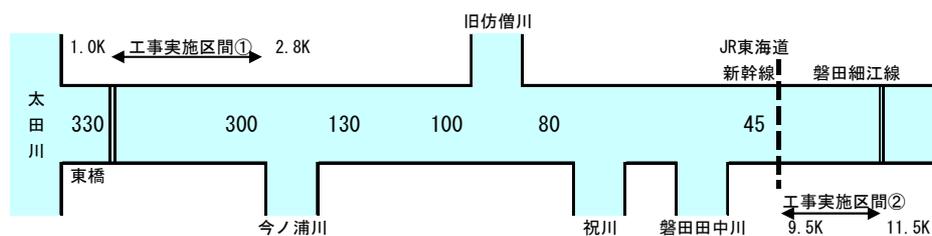


図-6：河道流量配分図(仿僧川) W=1/20

2.2 仿僧川流域総合的治水計画

今ノ浦川流域を含む仿僧川流域では、流域の開発等により河川への流出量が増加し、浸水被害が多発していることから、これまでに県及び磐田市で構成される「仿僧川流域総合的治水対策推進協議会」（平成 14 年 3 月発足）により、仿僧川流域の総合的な治水対策を策定し、推進している。

平成 14 年度には総合的治水計画、アクションプログラムを策定し、平成 15・16 年度ではアクションプログラムの各項目の基礎調査、効果検証及び広報啓発用パンフレットの作成を行ってきた。「仿僧川流域総合的治水計画」、「アクションプログラム」の内容は次のとおりである。また、仿僧川流域総合的治水対策推進協議会の検討経緯、具体的な治水対策メニューは、それぞれ巻末資料に掲載した。

(1) 仿僧川流域総合的治水計画

仿僧川流域総合的治水対策推進協議会において、平成 15 年 3 月に策定された。内容は、大きく分けて 4 項目にわたり合計で 25 施策にわたる治水計画を策定した。

- ①治水施設の整備（10 施策）
- ②流出抑制施策（7 施策）
- ③危機管理及び被害軽減対策（5 施策）
- ④効果的に推進するための施策（3 施策）

(2) アクションプログラム

仿僧川流域総合的治水計画の中から重点施策として、下記の 6 施策をアクションプログラムとして策定した。

- ①河道改修の推進
- ②運転調整ルールを作成
- ③公共・公益施設を活用した貯留施設の整備
- ④湛水防除事業による防災調整池の有効活用
- ⑤洪水ハザードマップの作成・公表・周知
- ⑥下水道(雨水)の整備

3. 今ノ浦川内水対策計画

3.1 総合内水対策計画全体に関する事項

総合内水対策計画に関する基本事項は以下の通りである。

(1)基本方針

今ノ浦川流域のうち、特に磐田久保川に頻発している内水被害に対し、「太田川水系河川整備計画」の骨子を継承し、「仿僧川流域総合的治水対策計画」のうち、今ノ浦川流域に関連する計画を総合内水対策計画に位置づけて、ハード対策とソフト対策が一体となった総合内水対策を実施するものである。

なお、磐田久保川の浸水対策を実施することで今ノ浦川全体の浸水被害の軽減に資する。

(2)事業期間

平成19年度から概ね10年間

(3)整備目標

平成16年11月11日実績豪雨（時間雨量68mm、24時間雨量257mm：確率規模 $W=1/20$ 相当）において、磐田久保川流域の二之宮地区における床上浸水の解消、並びに今ノ浦川流域全体における浸水被害の軽減を図る。

(4)具体的な整備内容

以下のハード対策及びソフト対策を併せて実施することにより、流域における内水被害の軽減を図る。

(ハード対策)

- ・河道改修
- ・下水道(雨水)整備（ポンプ及び水路の新設）
- ・貯留施設の整備

(ソフト対策)

- ・内水浸水区域図の作成、公表
- ・土地利用規制
- ・地域との連携
- ・ポンプ運転調整ルールの策定

3.2 河川管理者による河川整備に関する事項

河川管理者が行う河川整備の内容は以下の通りである。

(1) 河道改修

流下能力が不足する下流1.45kから磐田久保川の合流点4.30kまでの区間について、河道改修を実施する。

- ・ 引堤、低水路掘削 L=2,850m

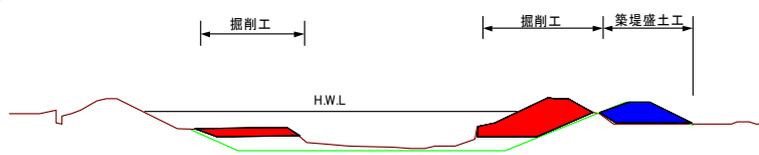


図-7：標準横断面図

(2) その他

河道改修に伴い支障となる橋梁および樋門、樋管は以下のとおりである。

- ・ 橋梁 2 橋（仙体橋、南大橋）
- ・ 樋門、樋管 5 基



図-8：改修平面図

3.3 河川管理者以外の者による施設整備に関する事項

河川管理者以外が行う施設整備は以下のとおりである。

(1) 下水道(雨水)整備 (事業主体：磐田市)

今ノ浦川流域では、既に今之浦第1～3ポンプ場、鳥之瀬ポンプ場が設置され、内水排除を行っているが、磐田久保川流域の内水排除のため、次の施設を整備する。

- ・ 計画規模：W=1/7
- ・ 施設名称：今之浦第4ポンプ場 (12.361m³/s) の新設
 水路整備 (□2,000×1,000～□4,500×1,500) L=1.44km
- 谷田川排水ポンプ場 (0.992m³/s) の新設
- 西御殿川排水ポンプ場 (0.460m³/s) の新設

(2) 貯留施設整備

貯留施設としては、大池、向陽調整池が設置されているが、それらに加えて、安久路調整池や校庭貯留4校、上野公園調整池、沼原川調整池を整備する。(柴田山、加茂調整池については、現時点では計画中であるが、本事業完了後も引き続き整備する予定である。)

表-1：貯留施設一覧

事業主体	施設名称	施設容量 (m ³)	備考
静岡県	安久路調整池	70,000	湛水防除事業、整備完了 (中遠農林事務所)
	磐田学園	2,300	施設容量は概算、整備完了
	磐田北高校	1,100	〃
	磐田農業高校	1,700	〃
	磐田西高校	1,200	〃
磐田市	上野公園調整池	2,000	
	沼原川調整池	4,000	
合計		82,300	

※静岡県及び磐田市では、上記貯留施設に加えて公園や小学校等の公共施設への貯留池の設置を検討中である。

(3) 雨水流出抑制施設の整備

① 公共工事における雨水浸透・貯留施設の設置

公共工事における道路や小・中学校、公園等公共施設の新設または改築において、透水性舗装や浸透枡等の浸透施設及び貯留施設の基準等を定め、全ての事業において設置

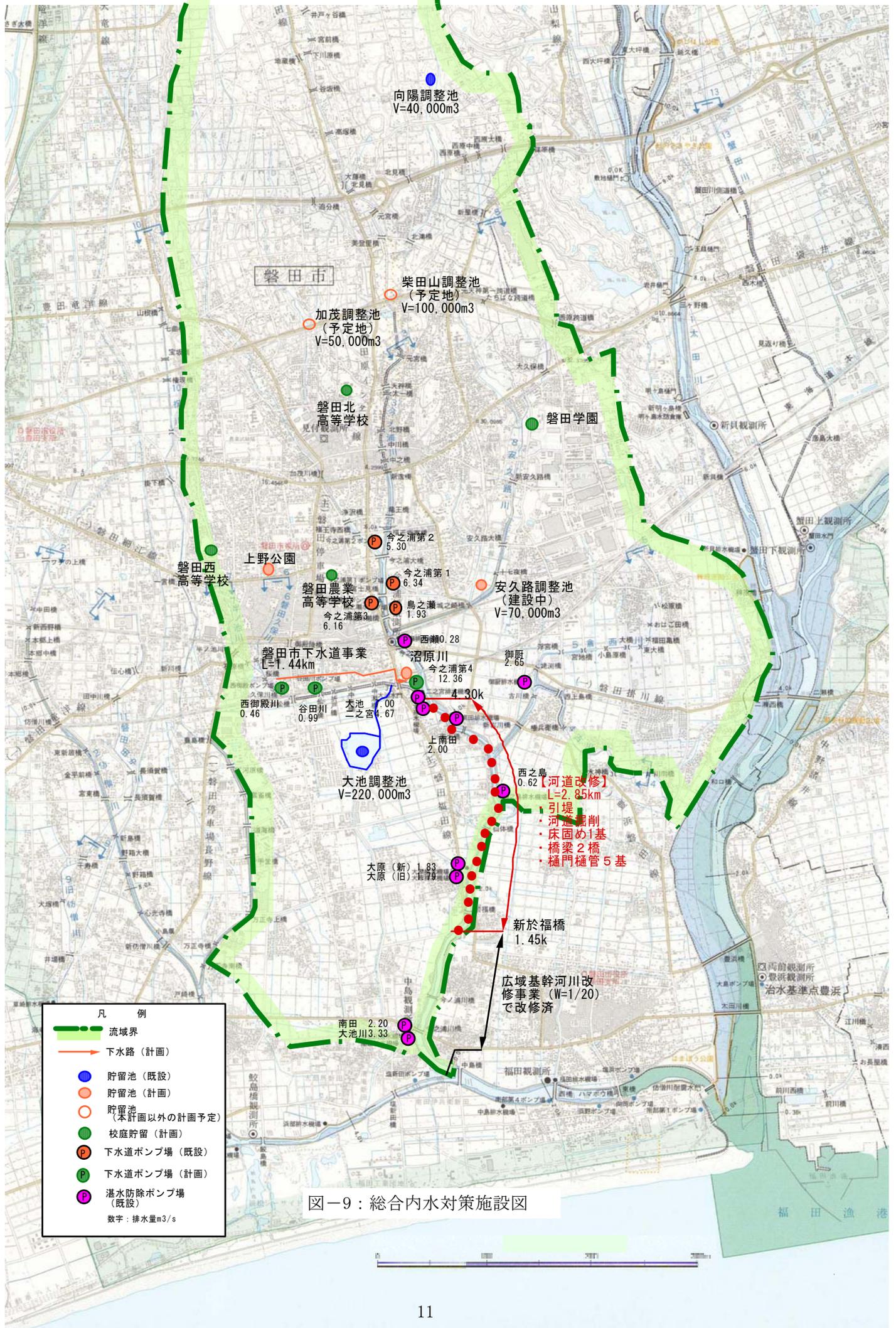
促進を図り雨水流出抑制に努めるものとする。

② 民間工事における雨水浸透・貯留施設の設置

開発行為などの民間工事及び占用・承認工事等においても、「土地利用事業に関する指導要綱」に基づいた指導を行い、施設設置を促進させるものとする。

(4) 逆流防止樋門の設置（事業主体：磐田市）

磐田久保川は、潮位の影響を受け満潮時に河川水位が上昇し、内水の雨水排水が困難になるため、満潮時の潮の流入を防止し内水の排水能力を向上させるため、今ノ浦川合流点に逆流防止樋門を設置した。その他、今ノ浦川に合流する磐田市内の河川においても、逆流防止樋門を設置した。



3.4 総合内水対策緊急事業※の実施後の内水浸水区域とその水深に関する事項

前項で示した河川管理者による河川整備並びに下水道管理者による水路整備・ポンプ場の新設など、施設整備実施後の内水浸水区域とその水深を、シミュレーションモデルにより求めた結果を次頁に示す。

〔対象区域〕

内水浸水区域とその水深を算定する区域は、当該計画により浸水被害の軽減を目指す磐田久保川流域を対象とした。

〔対象降雨〕

当該計画は、平成16年11月11～12日の豪雨と同等の降雨による浸水被害の軽減を目指すものであること、洪水時の実績データが充分に残っていることから、対象降雨は平成16年11月11～12日実績降雨とする。

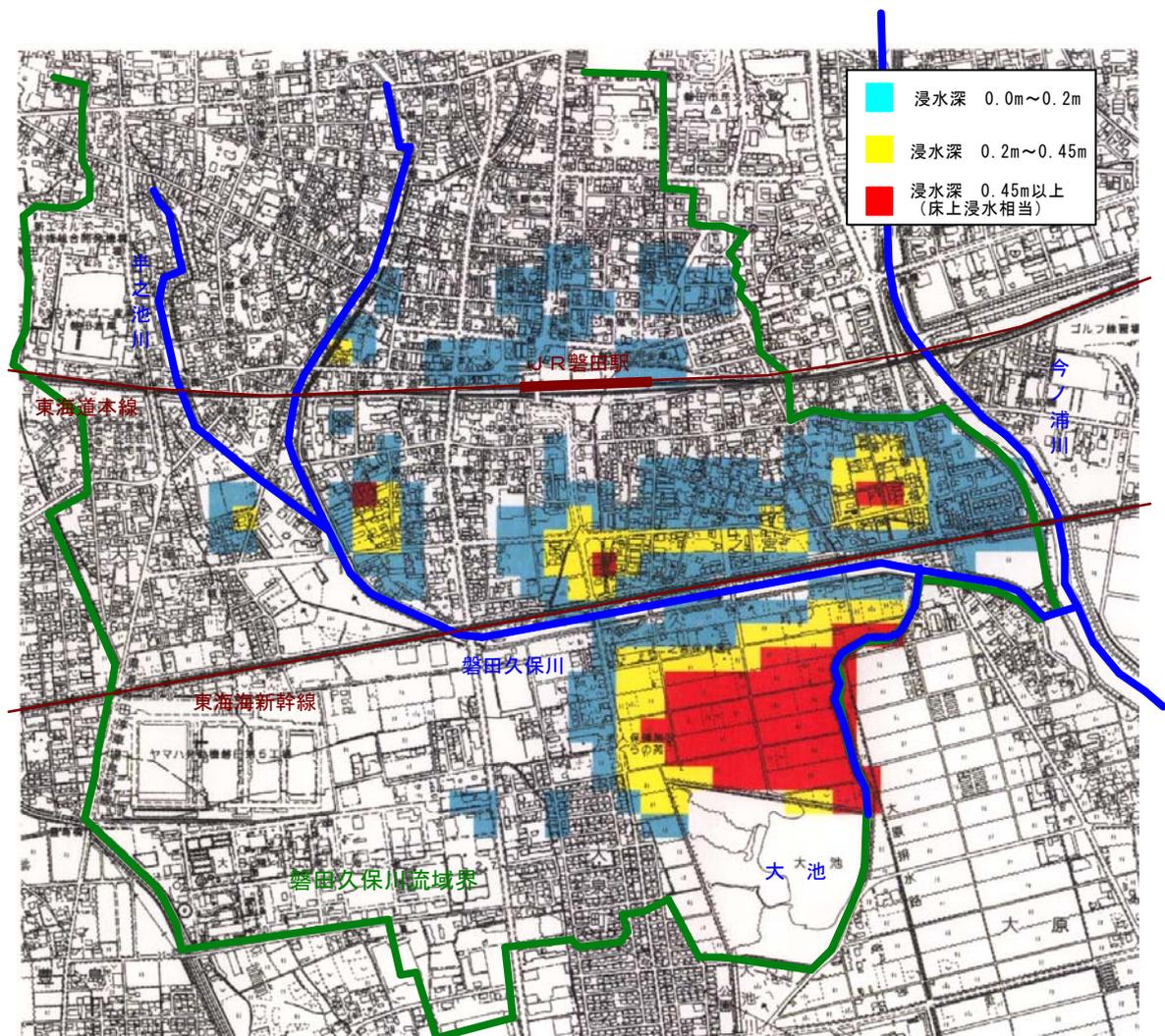
〔シミュレーションの基本事項等〕

図-10に示した浸水が予想される区域と水深は、現時点（平成18年度末時点）と当該計画に基づく施設整備後の状況において、上記対象降雨による内水氾濫の影響を流出氾濫解析モデルにより求めたものである。

〔その他の計算条件等〕

- ① 浸水が予測される区域と水深に考慮した内水氾濫とは、流域からの排水不良による氾濫である。
- ② 氾濫計算は、対象区域を50m格子（計算メッシュという）に分割し、これを1単位として計算しており、また、計算メッシュの地盤高は、都市計画図から求めた平均地盤高を使用している。このため、微地形による影響が表せていない場合がある。
- ③ 浸水が予測される区域と水深は、氾濫計算結果から計算メッシュ毎の予測水深を算出し、凡例の予測浸水深のランクにより計算メッシュのまま図化している。

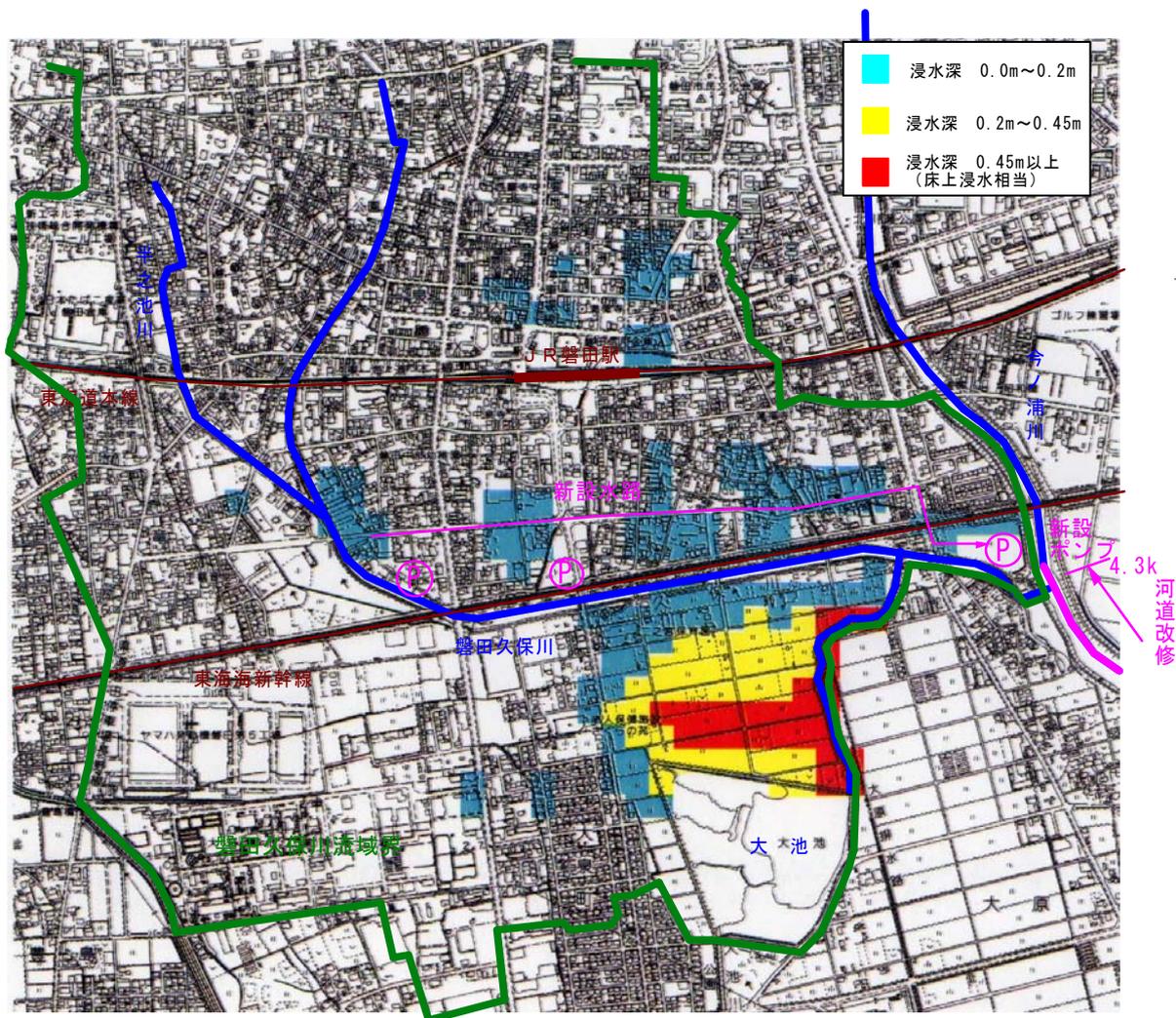
※「総合内水対策緊急事業」とは、国土交通省河川局において平成18年度に創設された国庫補助事業であり、内水対策が急務となっている地域において、効率的かつ効果的な内水対策を緊急的に実施する事業である。本計画書に記載されている「3.2 河川管理者による河川整備に関する事項」の河川整備は、本事業で整備することになっている。



①現時点 (H18 年度末時点)

図-10.1 : 事業効果図

(算定区域 : 磐田久保川流域、降雨外力 : H16.11 実績、最大湛水深図)



図中、“河道改修”は静岡県で実施する河道改修(P. 8, 3. 2 参照) “新設水路” “P” は磐田市で実施する下水道事業にて整備する水路、並びにポンプ場(P. 9, 3. 3(1) 参照)を示す。(いずれも平成 23 年度完成予定)

②総合内水対策事業実施後の効果

図-10.2：事業効果図

(算定区域：磐田久保川流域、降雨外力：H16.11 実績、最大湛水深図)

※効果検証は磐田久保川で実施したが、本事業により今ノ浦川の河川水位が30cm程度低下するため、今ノ浦川流域のその他の区域についても、破堤の危険性が低下するとともに、雨水が排水しやすくなり、浸水被害が軽減することが見込まれる。

3.5 内水浸水想定区域の周知に関する事項

浸水被害が発生した場合、浸水情報を住民へ周知し、自助を促すことで被害拡大を防ぐとともに被害軽減を図るため、前項で作成した内水浸水想定区域とその水深に関する図を関係機関（土木事務所、市役所等）の窓口に設置する他、ホームページ等により公開するなど、内水浸水想定区域の周知に努める。

3.6 土地利用規制等に関する事項

開発許可等の権限を有する磐田市では、今ノ浦川流域において地形に起因した内水被害が頻発していることを鑑み、静岡県が定める基準（静岡県が定める技術基準）を強化した指導要綱（土地利用事業に関する指導要綱）を制定し、土地利用業者に調整池設置等の指導を行っている。引続きこの基準の適正な運用を行うとともに、指導要綱の対象とならないその他の土地利用等についても適切な指導、啓発を行い雨水流出抑制に努めていく。

（1）「土地利用事業に関する指導要綱」に基づく基準（磐田市）

0.1ha以上の土地利用事業（土地の区画形質の変更、利用目的の変更が伴うもの）に適用する。

① 調整池

表-2：土地利用事業の面積別調整容量

施行区域の面積	地 域	調 整 容 量
0.3ha未満（小規模）	全 域	約 473 m ³ /ha
0.3ha以上～2.0ha未満 （中規模）	JR 東海道本線を境に北側の地域（天竜川水系又は太田川及び敷地川に直接流入する地域を除く。）	0.3ha以上 1.0ha未満 約 567 m ³ /ha（基準※×1.2）
		1.0ha以上 2.0ha未満 約 709 m ³ /ha（基準※×1.5）
	その他の地域	約 473 m ³ /ha
2.0ha以上（大規模）	全 域	約 945 m ³ /ha

※基準：静岡県が定める技術基準

（適用除外）

- ・ 雨水調整池を設けた土地区画整理事業等の区域内における土地利用事業については、個別に調整池を設けなくてもよい。ただし、「調整容量」で規定する調整容量に満たない場合は、土地利用事業の施行区域内で確保すること。
- ・ 0.3ha未満の小規模な宅地分譲を目的とした土地利用事業にあつては、土地利用上、地形上、調整池を設置することが困難であると認められる場合は、河川管理者と協議の上、雨水を直接放流することができる。ただし、流出抑制を図るため、浸透枳、

浸透側溝等を設置するものとする。

② 浸透型雨水流出抑制施設

調整池を設けない小規模な宅地分譲を目的とした土地利用事業にあつては、雨水浸透施設を設置するものとする。また、雨水調整池を設置した土地利用事業にあつても、できるだけ雨水浸透施設を設置し、流出抑制を図るとともに地下水の涵養に努めるものとする。

③ 既存雨水調整池の適正管理

土地利用事業等で設置された雨水調整池について有効に機能するよう事業者又は管理者は、適正な管理に努めるものとする。なお、住宅団地等で設置された雨水調整池にあつては、原則として地元自治会等が管理するものとする。

(2) 「土地利用事業に関する指導要綱」の対象とならない土地利用等に対する指導・啓発

① 農地・林地の保全、林地開発の抑制

河川上流域における林地の保全を図る。また、茶園についても農用地指定区域であり、その維持に努めるものとする。特に保水機能のある林地の開発については、原則として抑制し、やむを得ないときには、その代替機能を確保する。

② 遊水機能を有する農地・水田等の盛土抑制

遊水機能*を有する区域での駐車場や資材置き場を整備する場合等について、遊水機能を損なわないよう盛土等について規制誘導する施策を検討する。また、土地利用事業等で発生した残土についてこれらの区域で処分しないように指導する。

※遊水機能：雨水または河川の流水が容易に流入して、一時的に貯留する機能。

③ 市街化調整区域における浸水想定区域の開発抑制

農地の維持等により、浸水想定区域の開発を抑制するとともに遊水機能の保全を図る。なお、やむを得ず開発を認める場合については、建築物をピロティー式にするなど災害の防止と遊水機能の保全を図るよう指導するものとする。

④ 戸建住宅用地等への貯留及び浸透施設の促進

個人住宅の新築又は改築にあつては、雨水流出抑制施設の必要性をPRし、雨水貯留施設の設置を促進するとともに、浸透施設の普及にも取り組み、流域全体の総合的な治水対策の啓発に努める。

⑤ 建築基準法に基づく災害危険区域の指定

上記①～④を実施してもなおかつ、出水等により危険が生ずる恐れがある区域が

残る場合には、住居の用に供する建築物の建築を禁止する規定を設けることを検討する。

3.7 地方公共団体によるハザードマップ作成及び地域との連携等による被害軽減方法に関する事項

(1) R-DIG（水害版図上訓練）の実施

浸水被害が発生した場合、浸水情報を住民へ周知し自助を促すことで被害拡大を防ぐとともに、被害軽減を図るため、洪水ハザードマップを作成し、平成18年7月に流域住民へ全戸配布した。さらに、より住民に周知させることが必要であるため、R-DIG(水害版図上訓練)を実施し、地域防災力の向上に努める。

(2) 官民一体となった総合的な治水対策の研究

流域住民とともに設立した「磐田久保川流域治水協議会」「磐田市水懇談会」等、地域毎に設立した協議会を引続き運営・活用することにより、地域の問題点を把握し、全体で共有することで実状にあった治水対策について検討する。

(3) 防災情報の提供

雨量や河川の水位など洪水に関する情報をリアルタイムで収集し、集中的に管理する「静岡県土木総合防災情報システム(サイボス)」、「いわたホッとライン」^{注1)}により、市民が洪水時水位（現時刻水位）等の防災情報を確認できるようにする。

^{注1)} いわたホッとライン(河川水位メール配信システム・音声ガイダンスシステム)

磐田市では、携帯電話やパソコンのメール機能を利用し、水位観測システムにより得た河川の水位情報を市民へ情報発信し、市民の災害への危機意識の向上や事前の防災活動に備えることができる情報を提供する。

また、携帯電話を利用していない市民については、家庭電話へ音声ガイダンスにより情報を提供する。

3.8 その他浸水被害の軽減を図るために必要な措置に関する事項

想定を上回る豪雨が発生し、河川水位が H.W.L 程度まで上昇した際には、ポンプ運転を続けた場合、外水氾濫により被害を増大させる可能性があることから、これら危機的状況下におけるポンプ運転調整のルールづくりを検討する必要がある。今後、運転管理者や地元住民と連携してポンプ運転調整ルールを策定し、運用する。

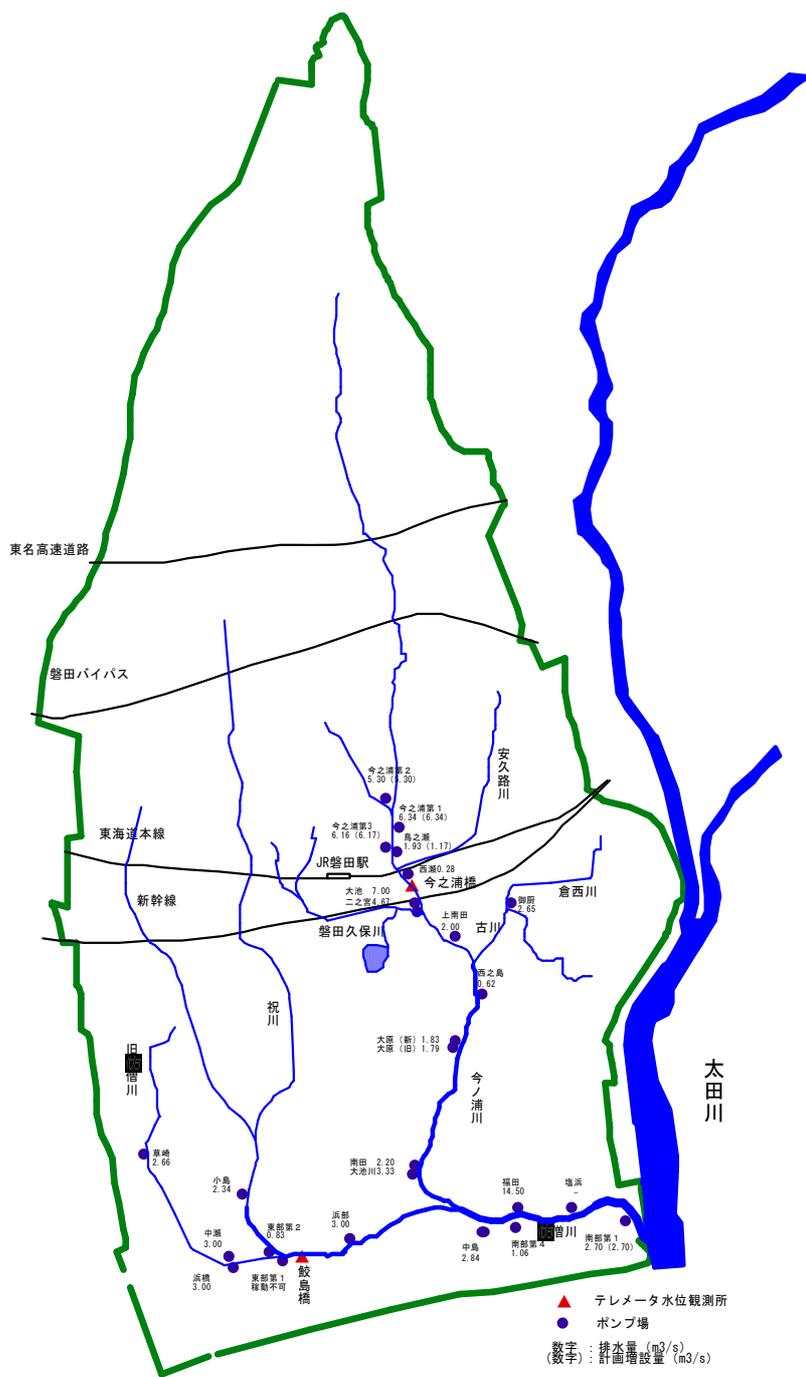


図-11：ポンプ場位置図

《 卷 末 資 料 》

- ・ 仿僧川流域総合的治水対策推進協議会の経緯
- ・ 仿僧川流域の総合的な治水対策

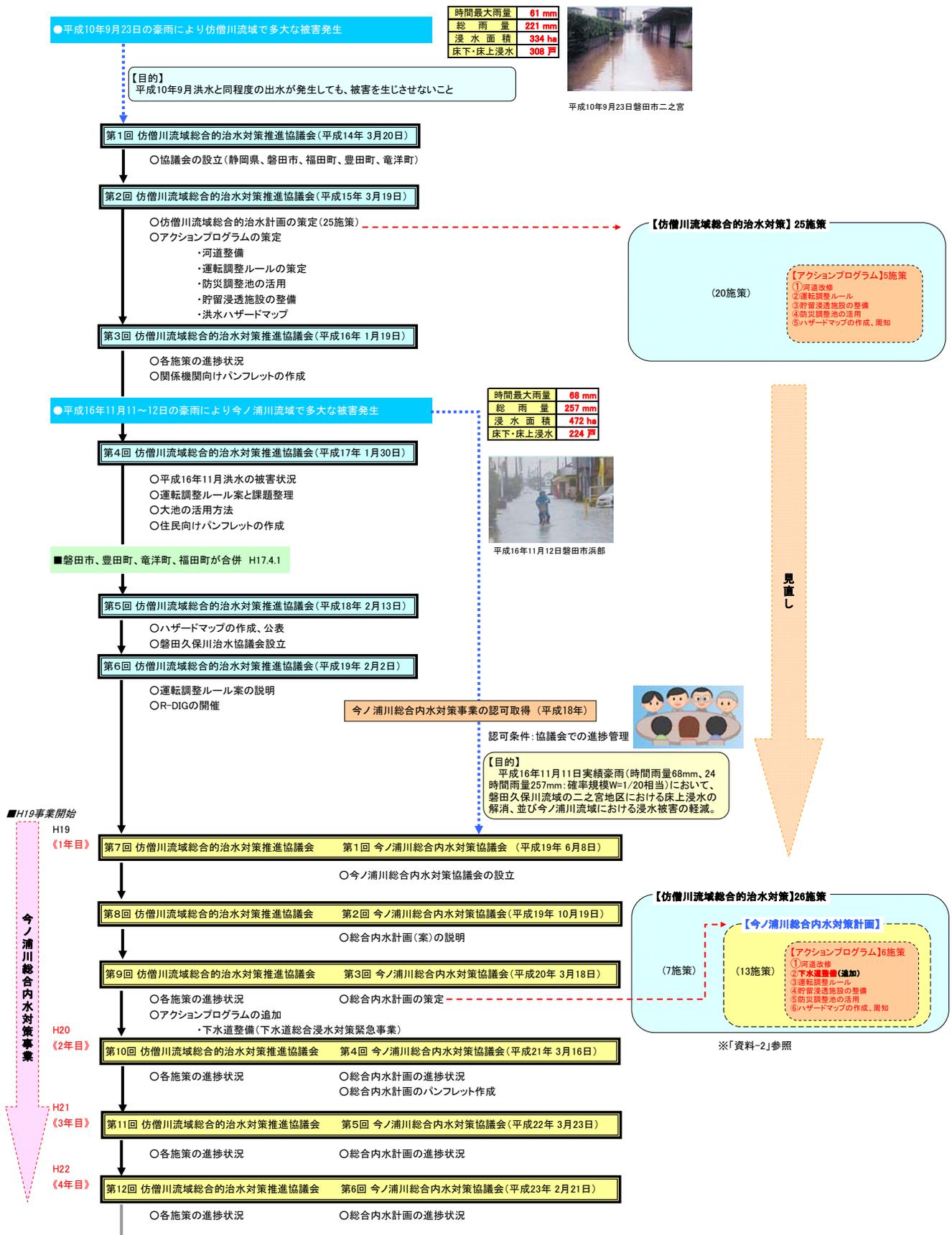


図-12 仿僧川流域総合的治水対策推進協議会の経緯

表-3: 仿僧川流域の総合的な治水対策

項目	今後推進・検討すべき事項	担当機関	具体的な対策・進め方	H23末までの具体的な目標	平成19年度 (赤字は実績)	平成20年度 (赤字は実績)	平成21年度 (赤字は実績)	平成22年度 (赤字は実績)	平成23年度 (赤字は実績)	
1 洪水処理施設整備	1) 河道改修の推進	県(河川)	・太田川水系河川整備計画に基づき事業を推進する。 ・事業計画を住民に理解してもらうために地元説明会を開催する。	・磐田久保川合流点までの改修 ・引込、低水路掘削 L=2,850m ・橋梁 1橋 ・樋門、樋管 5基	・仿僧川下流工区は完了 ・今ノ浦川は、1.4kmまで改修完了	・築堤盛土V=28,100m3 ・埋込水路工L=570m ・樋門工n=4基 ・樋管工n=2基 ・用地掘削n=1式	・樋門工n=2基 ・埋込水路工n=1基 ・樋管工n=1基 ・築堤盛土V=8,000m3 ・河運掘削工V=3,000m3	・樋管工n=1基 ・築堤盛土V=7,400m3 ・埋込水路工V=10,200m3 ・埋込水路掘削工n=1式 (1月時点見込)	・旧樋管撤去n=2基 ・築堤盛土V=480m3 ・河運掘削工V=4,850m3 ・橋脚A=742m2 ・埋込天候橋脚 n=1式	
	2) 排水施設の整備	県(河川)市(河川)	・太田川水系河川整備計画の流量配分にあわせて、各市町の強制排水量を調整した排水ポンプ計画を立てる。 ・河川改修計画と各市町の排水ポンプ設置計画の整合性を確認し、調整する。	・仿僧川流域浸水シミュレーションの成果をもとに排水ポンプ増設計画を検討する。	進捗なし	進捗なし	進捗なし	進捗なし	進捗なし	
	排水路の整備状況の把握、必要な排水路の整備	市(河川)	・現況排水路の能力評価を行う。 ・能力不足排水路については改修を行う。浸水原因が排水路の能力不足ではなく、河川への排水が困難で浸水が発生する場合は、排水先河川との調整を行う。	・仿僧川流域浸水シミュレーションの成果をもとに排水路の現地調査及び整備を検討する。	不良箇所について、個別に改修を実施 ・都市下水路の劣化は、事業認可時に排水能力を確保 ・その他排水路の排水不良箇所について	進捗なし	進捗なし	進捗なし	進捗なし	
	下水道整備(下水道総合浸水対策緊急事業)	市(下水道)	・二之宮地区の浸水対策		・今之浦第4ポンプ場 (12.361m ³ /s) ・谷田川排水ポンプ場 (0.992m ³ /s) ・西御殿川排水ポンプ場 (0.460m ³ /s) ・水路整備 (□2000×1000~□4500×1500) L=1.44km	・H19事業認可取得 ・H19今之浦第4ポンプ場・西御殿川ポンプ場電気機械設計	・発注済(C=400百万円) ・今之浦第4ポンプ場 電気機械設計 土木工事一式 ・谷田川ポンプ場詳細設計 ・西御殿川ポンプ場電気機械設計	・C=856百万円 ・今之浦第4ポンプ場建設工事 1式 ・沼原雨水幹線雨水渠新設工事 L=180m ・用地、物件補償件 ・地元説明会4地区 ・文化財発掘調査(試掘13箇所)完了 ・埋設管等移設工事(下水道、下水道、ガス、NTT、中部電力)	・C=520百万円 ・沼原雨水幹線雨水渠新設工事 L=246m ・JR新幹線計測管理委託 1式 ・地元説明会2地区 ・文化財発掘調査 L=135m、A=1500m ² ・埋設管等移設工事(下水道、中部電力、NTT、CTO、ガス)	・C=507百万円 ・沼原雨水幹線雨水渠新設工事 L=246m ・今之浦第4ポンプ場工事 建築、電気機械設備、雨水渠外 ・文化財発掘調査 L=200m、A=1500m ² ・埋設管等移設工事(下水道、水道、中部電力、NTT、CTO、ガス)
	逆流防止樋門の設置	市(河川)	・河川増水時に河川からの逆流による浸水被害を防止するため各種門等に逆流防止(フリップゲート)の対策を講じる。	・12基の整備	・磐田久保川の今ノ浦川合流点に設置	・今ノ浦川 n=3基 ・大立野 n=2基	・今ノ浦川 n=3基	完了	完了	
	3) 排水ポンプ場の耐水性強化・維持管理	施設管理者	・現状の全ポンプ場の浸水実績、耐水状況(耐水壁や地盤高等)の調査を実施する。 ・必要な耐水対策を検討、推進する	・仿僧川流域浸水シミュレーションの成果をもとに既設ポンプ場の調査及び対策を検討する。	進捗なし	進捗なし	進捗なし	進捗なし	進捗なし	
	排水ポンプ場周辺の浸水状況を把握するテレメータ水位計・監視カメラ等の監視施設の整備	施設管理者	・テレメータ水位計・監視カメラ等が必要な施設について、設置優先順位や設置場所、設置機器の選定等、検討を行う。	・15箇所の整備	・磐田久保川一本松橋及び電洋海洋公園 監視カメラ設置	・監視カメラ設置(今之浦・豊浜) 水位計 2箇所設置(今之浦・豊浜) ・監視カメラ設置(H19) (現在設置中)※H24~稼働予定	・水位計 1基新設及び市内2箇所の水位と雨量計を水位監視システムに追加。水位監視システムのWeb化	・水位計 3箇所設置(南部第1ポンプ場2基)(大島ポンプ1基)	・水位計 3箇所設置(南部第1ポンプ場2基)(大島ポンプ1基)	
	日常点検の徹底	施設管理者	・点検項目や頻度、重要性を総合的に整理し、施設にあった点検リストを作成し、これに即した点検業務を行っていく。 ・施設台帳の整備、運転記録、点検簿の整理を行う。	・都市ポンプ9施設、農林ポンプ18施設の施設台帳作成	・ポンプ台帳の整備 ・日常点検の実施	・年間管理委託している施設別に、点検リストを作成し点検業務を実施。	・ポンプ台帳の整備 ・日常点検の実施	・ポンプ台帳の整備 ・日常点検の実施	・ポンプ台帳の整備 ・日常点検の実施	
	老朽化した排水ポンプ場の更新	施設管理者	・個々のポンプ場の現状を正確に把握し(使用頻度、耐用年数等)、そのデータから個々のポンプ場の改修、改築計画を定める。 ・農地比率の低い排水機場は農林省事業として位置付けできないことが予想されるため、他事業により更新等実施することを検討する。	・市単独事業及び適正化事業、スタマネ事業等により効率的な施設の改修・更新を図る	・大池排水機場ポンプ修繕 ・H18~19大池排水機場ポンプ修繕完了。 ・H19浜橋排水ポンプ修繕完了。	・H20稲田排水機場配電盤改修 ・浜橋ポンプ場 スクリューポンプの軸受改修 ・稲田排水機場配電盤工事(1期工事)完了	・稲田排水機場配電盤改修工事(2期工事)、浜新田排水機場改修 ・浜橋ポンプ場除塵機改修 1式 ・稲田排水機場改修 1式 ・上野田排水機場改修 1式	・大原排水機場排水機改修、二之宮排水機場ポンプ点検・整備 ・大原排水機場排水機改修、二之宮排水機場ポンプ点検・整備	・大原排水機場エンジン類及び大原排水機場配電盤改修	
	4) 河川事業と下水道事業の連携と調整	県(河川、下水道)市(河川、下水道)	・流域全体の河川事業および下水道事業の事業計画(規模、実施時期など)を把握、整理する。 ・協議会等にて調整し、必要があれば事業計画の見直しを行う。	・協議会等にて随時調整	・協議会等にて随時調整	・協議会等にて随時調整	・協議会等にて随時調整	・協議会等にて随時調整	・協議会等にて随時調整	
地域の実情を考慮した適切なポンプ運転調整ルールの作成	県(河川、下水道、農林)市(河川、下水道、農林)	・河川区間ごとの現況流下能力の把握とポンプ稼働時の河川水位シミュレーションを行い、危険水位(ポンプ停止水位)を検討し、ルール化する。 ・ポンプ運転調整のルールを住民へ周知徹底するよう努める。 ・仿僧川流域の排水調整要綱を策定し、各市町の地域防災計画に記載する。	・運転調整ルールの運用開始	・H19ルール(案)は作成済 ・施設の管理者等の調査	・ポンプ運転調整管理者との協議、調整	・ポンプ運転調整管理者との協議、調整	・ポンプ運転調整管理者との協議、調整	・ポンプ運転調整管理者との協議、調整		

項目	今後推進・検討すべき事項(案)	担当機関	具体的な対策・進め方	H23末までの具体的な目標	平成19年度 (赤字は実績)	平成20年度 (赤字は実績)	平成21年度 (赤字は実績)	平成22年度 (赤字は実績)	平成23年度 (赤字は実績)	
3 危機管理及び被害軽減対策	1) 水災情報の共有	県、市	洪水ハザードマップの作成・公表・周知	・想定氾濫区域を検討し、氾濫区域に見合った避難計画、水防計画を立案する。 ・流域全体で共通認識を持ち、関係市町で協議し、ハザードマップ作成を推進する。作成後は、住民へ周知徹底するよう努める。	目標 36自主防災会	水害範囲上訓練(R-DIG)、H19自主防災会対象に15回開催(36自治会、約400名参加)	目標 80自主防災会 20自主防災会、184名を対象に水害版DIGを開催	目標 120自主防災会 地震・水害DIG併せて59自主防災会で実施。今迄未地区(5自治会)で水害対策講習会を実施	目標 160自主防災会 地震・水害DIG併せて55自主防災会2,924名を対象に開催	目標 200自主防災会 地震・水害DIG併せて34自主防災会997名を対象に開催
			出水状況を即時に把握するための光ファイバー網やCCTV等によるリアルタイムの情報収集・伝達体制の構築	・収集した水理、水文情報を活用した洪水予測システムの構築のため、システム策づくりや整備施設の検討を行う。	システム構築	システム構築	完了	システム運用	システム運用	システム運用
			避難勧告・避難指示や出水・被害情報等をすべての住民に的確に伝えるためのシステムの構築	・同報無線、情報収集班による広報を行う。 ・水防団(消防団)によるパトロールにより情報収集、情報伝達を行う。	メール配信	メール配信システム「いわたホットライン」の登録者への防災情報配信(H19.4～稼働)	目標登録者数 2,300人 防災版いわたホットライン登録者数2,303人	目標登録者数 4,800人 防災版磐田ホットラインの12月末現在登録者数 3138人	目標登録者数 7,200人 防災版磐田ホットラインの12月末時点のメール登録者数 4,593人	目標登録者数 9,600人 磐田ホットラインの11月末時点のメール登録者数 5,675人
2) 水防活動の充実	水防団の支援	県、市	水防活動を円滑に行うための水防倉庫、水防側帯等の整備の推進及び資材輸送ルートを確保する。 ・団員の高齢化対策としての水防資材の軽量化対策等を検討する。 ・水防資材の整備を進める。	水防資機材の整備、更新	水防資機材の整備、更新を実施	水防資機材の整備、更新を実施	水防資機材の整備、更新(継続)	水防資機材の整備、更新(継続)	水防資機材の整備、更新(継続)	
			3) 地域の防災意識の啓発・高揚を図るための住民参加型の防災教育・訓練の実施	・6月の水防訓練を引き続き実施するとともに、水防団以外も参加するよう努める。 ・9月1日の防災訓練を実施し、災害に備える。 ・12月1日曜日の地域防災訓練の充実を図る。	防災訓練の実施	H19津波避難訓練(7月1土曜)では、住民と協働で避難訓練や避難経路確認を実施(福田町地区)	7月27日磐田市水防演習を実施。地元自主防災会が参加し土のうづくり、積み土のう工を実施	6月14日磐田市神原グラウンドで水防訓練を実施。地元自治会、管内水防団479人の参加があった。その他8月、12月に地震を想定した防災訓練を実施。	8月1日磐田市水防演習を実施 9月総合防災訓練 12月5日地域防災訓練を実施	7月31日磐田市水防演習を実施 9月総合防災訓練 12月4日地域防災訓練を実施
4 総合的な治水対策を効果的に推進するための施策	1) 効果的に推進するための施策	流域協議会	流域対策の重要性や河川整備の箇所・時期等を織り込んだパンフレットの作成・配布	・パンフレットを作成し、流域住民への情報発信を行う。 ・新聞に広告を掲載するなどして、マスコミを通じての広報活動も行う。	必要に応じて作成する。	H19磐田市水懇談会(準備会)、磐田久保川流域治水協議会にて今ノ瀬川総合内外対策計画を配布、市広報型により、今ノ瀬川内外対策計画策定を広報。	H20.10月に内外対策計画パンフレット完成。各関係機関の窓口へ設置。久保川治水協議会、今ノ瀬川工事説明会等で配布	工事実施箇所にパンフレットを設置、随時配布	工事実施箇所にパンフレットを設置、随時配布	工事実施箇所にパンフレットを設置、随時配布
			住民参加型の川づくりの推進	・流域各地区で河川改修工事に合わせ、ワークショップ等の手法により、地域住民参加型の川づくりを進める。 ・リバーフレンドシップ等の施策により、河川維持・保全活動への住民参加を推進することも検討する。 ・公共機関からの機材の提供するなどして、協働体制を築く。	定期的に協議会等の開催	H17～19に久保川治水ワークショップを設立し開催。 H18～磐田市水懇談会(準備会)を開催	H20.9月：磐田久保川流域治水協議会開催 H21.2月：磐田久保川流域治水協議会開催	磐田久保川協議会 第1回 7/10 第2回 2/26	磐田久保川協議会 第1回 7/1 第2回 2/25	磐田久保川協議会 第1回 8/3 第2回 2/下旬
			協議会による事業の推進・進捗状況の確認	・定期的に協議会を開催し、事業の推進・進捗状況を確認するとともに、新たな発生した問題について、調整し、対応を検討する。	定期的に協議会等の開催	幹事会3回、協議会1回を開催	幹事会3回、協議会1回を開催	幹事会3回、協議会1回を開催	継続して開催	幹事会2回、協議会1回を開催